

岩手県告示第 88 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 19 年度において岩手県が発注する庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成 19 年 2 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 特定役務の種類

- (1) 清掃業務
- (2) 冷暖房設備の運転管理業務
- (3) 設備の保守管理業務

2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる事項につき審査の上決定された資格

- (1) 契約実績
- (2) 従業員数
- (3) 自己資本額
- (4) 流動比率
- (5) 営業年数
- (6) I S O 認証（国際標準化機構が定めた規格の認証をいう。以下同じ。）の取得の有無
- (7) 障害者の雇用状況

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な提出書類

- ア 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）
- イ 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査調書
- ウ 業者カード
- エ 法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業務にあつては、当該許可等を受けていることを証明する書面
- オ 商業登記簿の謄本（個人にあつては、営業証明書）
- カ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）
- キ 実績調書
- ク 契約実績を証する書面（1 件当たり 1,000 万円を超える契約実績に係る契約書等の写し）
- ケ 技術者経歴書
- コ 財務諸表（申請書を提出する日の属する年の前年及び前々年に決算日の到来する各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類（個人にあつては、収支計算に関する書類）をいう。）
- サ 従業員の数を証する書面（社会保険月額報酬決定通知書、雇用保険証等の写しをいう。）
- シ I S O 認証を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し
- ス 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 8 条の規定により障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している者にあつては、当該報告書の写し

(2) 申請書等の作成に用いる言語等

- ア 申請書、業者カード及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類で外国語で記載のものは、日本語

の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本国通貨により記載すること。この場合において、外国通貨を日本国通貨に換算するときは、出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率によること。

- (3) 申請書等の交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先 別表の左欄に掲げる営業所又は事務所の所在地の区分に応じ、同表右欄に掲げる提出場所（郵送により申請書、庁舎等管理業務競争入札参加資格審査調書、業者カード、実績調書及び技術者経歴書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて名を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）
- (4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、岩手県総務部管財課又は各地方振興局企画総務部に郵送することができる。なお、既に庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示1327号）第3条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成20年3月31日までの庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。
- (5) 提出部数 1部
- (6) 申請書等の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 この告示に係る資格の有効期間は、資格を付与された日から平成20年3月31日までの間とする。
- (2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続に関しては、平成20年1月に告示する。

5 現有資格の有効期間の更新手続 平成18年度において岩手県が発注する庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成18年岩手県告示第142号）4(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、3(6)に掲げる期間に3(1)に掲げる提出書類を3(3)の場所に提出すること。

別表

営業所又は事務所の所在地	提出場所
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方振興局企画総務部
奥州市 胆沢郡	県南広域振興局総務部
花巻市	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部
遠野市	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター
北上市 和賀郡	県南広域振興局北上総合支局地域支援部
一関市のうち平成17年9月19日現在における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	県南広域振興局一関総合支局地域支援部
一関市のうち平成17年9月19日現在における東磐井郡の区域 東磐井郡	県南広域振興局一関総合支局地域支援部千厩県民センター
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	大船渡地方振興局企画総務部
釜石市 上閉伊郡	釜石地方振興局企画総務部
宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）	宮古地方振興局企画総務部
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	久慈地方振興局企画総務部

二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	二戸地方振興局企画総務部
岩手県外（県内に営業所又は事務所を有しない者に限る。）	総務部管財課又は上記のうちいずれかの振興局

備考 県内に営業所又は事務所を2以上有する場合は、次によること。

- (1) 県内に主たる営業所又は事務所を有する者にあつては、主たる営業所又は事務所の所在地を所管する振興局に行うこと。
- (2) 県外に主たる営業所又は事務所を有する者にあつては、県内の営業所又は事務所の所在地を所管する振興局のうちいずれかに行うこと。